|  |  |
| --- | --- |
| サービス種類 | **地域密着型通所介護** |
| 届出の種類 | 添付書類 |
| ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ・資格証・研修修了証の写し |
| ②感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 | ・利用延人員数計算シート（通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）（参考様式３０－１）  ※利用者減の月の実績を算出した計算シートと前年度の平均延べ利用者数等を算出した計算シートの両方が必要です。  ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式（参考様式３０）  ※基本報酬への３％加算は基本的に３か月間算定可能です。  ※要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。 |
| ③時間延長サービス体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※時間延長の際の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 |
| ④生活相談員配置加算 | ※共生型地域密着型通所介護のみの加算  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  　※加算算定開始月のもの。  ・生活相談員の資格証の写し |
| ⑤入浴介助加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | ・事業所の浴室の平面図（別紙６）  ・事業所の浴室の写真  ※入浴介助加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定は不可。 |
| ⑥中重度者ケア体制加算 | ・中重度者ケア加算・認知症加算に係る届出書（別紙１８―１）  ・中重度者ケア体制加算に係る算定表（参考様式３９）  ・中重度者ケア体制加算に係る勤務表兼算定表（参考様式４４）  ※加算算定開始月のもの。  ※「使用方法について」を確認してから作成して下さい。  ・看護職員の資格証の写し |
| ⑦生活機能向上連携加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】 |
| ⑧個別機能訓練加算  （Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・機能訓練指導員の資格証の写し  ※個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑨ＡＤＬ維持等加算（申出）の有無 | 【添付書類不要】  ※ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合には「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑩ＡＤＬ維持等加算  （Ⅲ） | ・ＡＤＬ維持等加算に係る届出書（別紙１９）  ※令和５年３月３１日までの経過措置による加算です。新規で算定することはできません。  ※加算を算定しようとする年度の初日の属する年の３月１５日までに届出が必要です。 |
| ⑪認知症加算 | ・中重度者ケア加算・認知症加算にかかる届出書（別紙１８―１）  ・認知症加算に係る算定表（参考様式４１）  ・認知症加算に係る勤務表兼算定表（参考様式４５）  ※加算算定開始月のもの。  ※「使用方法について」を確認してから作成して下さい。  ・認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修等の修了書の写し |
| ⑫若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑬栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・管理栄養士の資格証の写し  ※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合  ・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し  ※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 |
| ⑭口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し  ※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑮科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】  ※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です　　。 |
| ⑯サービス提供体制強化加算  ※地域密着型通所介護事業所：（イ）  （Ⅰ）（イの場合）  （Ⅱ）（イの場合）  （Ⅲ）（イの場合）  ※療養通所介護事業　所：（ロ）  （Ⅲ）イ（ロの場合）  （Ⅲ）ロ（ロの場合） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  ※地域密着型通所介護事業所の場合（別紙１２－３）  療養通所介護事業所の場合（別紙１２－２）  ・人材要件に係る算出表  ※地域密着型通所介護事業所の場合（参考様式２４）  療養通所介護事業所の場合（参考様式２３－２）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※届出日前一月のもの。  ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。  ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上、７年以上又は３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し  ・実務経験証明書（参考様式２９）  　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| ⑰介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑱介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種類 | **予防給付型通所サービス** |
| 届出の種類 | 添付書類 |
| ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ・資格証・研修修了証の写し |
| ②若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ③生活機能向上グループ活動加算 | ・生活機能向上グループ活動加算チェック表  （参考様式３４）  ※運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合、併算定不可。 |
| ④運動器機能向上加　算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・機能訓練指導員の資格証の写し |
| ⑤栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・管理栄養士の資格証の写し  ※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合  ・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し  ※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 |
| ⑥口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※加算算定開始月のもの。  ※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し  ※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑦選択的サービス複数実施加算 | 【添付書類不要】  ※選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。  ※運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可。 |
| ⑧事業所評価加算（申出）の有無 | 【添付書類不要】  ※加算を算定しようとする年度の前年の１０月１５日までに届出が必要です。 |
| ⑨サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙２９）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２４）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙１－９）  ※届出日前一月のもの。  ※短時間型通所サービスの従事時間は除くこと。  ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し  ・実務経験証明書（参考様式２９）  　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| ⑩生活機能向上連携加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】  ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。  ※運動器機能向上加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定不可。 |
| ⑪科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】  ※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑫介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑬介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |